



山形県公報

令和2年12月18日(金)
第165号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……1232
- 家畜伝染病予防法に基づく消毒方法等の実施命令……………(畜産振興課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……1233
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……1234
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(都市計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……1235
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……1236

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会12月定例会の招集……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………1237

公 告

- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………(雇用対策課) ……同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……1238
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(中央病院) ……1239

告 示

山形県告示第834号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター東根 東根市神町東一丁目17番30号	同 行 援 護	令和 2.12. 1

山形県告示第835号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、家畜の所有者に対し、次のとおりまん延防止措置を実施することを命ずる。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施すべき区域
県内全域
- 3 実施の期日
令和2年12月21日から令和3年1月31日まで
- 4 実施の場所
飼養羽数が50羽以上の農場、飼養羽数が10羽以上のだちょうの農場その他実施すべき区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める農場
- 5 実施すべき措置
消毒方法
- 6 実施方法
消石灰等の農場内（家きん舎の周囲及び農場外縁の内側）散布

山形県告示第836号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
東根市土地改良区
- 2 事務所の所在地
東根市大字野川2074番地の93
- 3 認可年月日
令和2年12月11日

山形県告示第837号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
 - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年12月18日から令和3年1月4日まで縦覧に供する。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字河島字横石789番から 同 ウワタ773番2まで	旧	236.7メートル } 11.2	435メートル
同 上	新	25.2メートル } 11.2	同 上

山形県告示第839号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
上市市の一部及び山形市の一部（蔵王山麓西部）
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年3月24日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル1000））

山形県告示第840号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
酒田市宮野浦地内から最上郡戸沢村古口地内まで（最上川流域）
酒田市浜中地内から鶴岡市本郷地内まで（赤川流域）
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年10月12日から令和3年2月19日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、河川定期横断測量、河川深淺測量）

山形県告示第841号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市の一部
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年11月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級水準測量）

山形県告示第842号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・5号旅籠町八日町線
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号
令和2年12月10日 東北地方整備局告示第174号

山形県告示第843号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに寒河江市役所において縦覧に供する。

山形県告示第844号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに寒河江市役所において縦覧に供する。

山形県告示第845号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに寒河江市役所において縦覧に供する。

山形県告示第846号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
俎板倉沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第847号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
俎板倉沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

教育委員会関係**告 示****山形県教育委員会告示第16号**

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

令和2年12月18日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

- 招集の日時 令和2年12月22日（火） 午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 議 題
(1) 山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(2) 教職員の人事について

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第63号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,297人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 214,353人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,787人	上山市	8,671人	南陽市	8,761人
米沢市	22,424人	村山市	6,749人	東村山郡	7,181人
鶴岡市	35,498人	長井市・ 西置賜郡	15,316人	最上郡	10,875人
酒田市・ 飽海郡	32,910人	天童市	17,269人	東置賜郡	10,725人
新庄市	9,850人	東根市	13,185人	東田川郡	8,004人
寒河江市・ 西村山郡	22,277人	尾花沢市・ 北村山郡	6,464人		

山形県選挙管理委員会告示第64号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和2年12月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

「長井市 長井市伊佐沢コミュニティ施設
 " 長井市民豊田体育館」を
 「東田川郡三川町 三川町農村環境改善センター」を
 「長井市 長井市伊佐沢コミュニティセンター
 " 長井市民豊田体育館」に、
 " 長井市致芳コミュニティセンター
 " 長井市西根コミュニティセンター
 " 長井市平野コミュニティセンター」
 「東田川郡三川町 三川町農村環境改善センター
 " 三川町子育て交流施設」
 に改める。

公 告

山形県労働委員会の第46期委員の任期が令和3年3月21日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり同委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

令和2年12月18日

山形県知事 吉村 美栄子

1 推薦資格を有するもの

- (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
- (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体

2 推薦される者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

3 推薦手続

- (1) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
 - イ 被推薦者の履歴書
 - ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
 - ハ 労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書

(2) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- イ 被推薦者の履歴書
- ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
- ハ 定款、団体規約等の写し

4 推薦期間

令和3年1月8日（金）から同月29日（金）まで

5 推薦書の提出先

産業労働部雇用対策課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号)

労働組合（使用者団体）名

代表者氏名 ㊟

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者委員（使用者委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	住 所 (電話番号)	連絡先 (電話番号)	現 職	略 歴	備 考
	年 月 日生(歳)	郵便番号	郵便番号			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和2年10月16日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年12月18日

山形県監査委員 小 野 幸 作
山形県監査委員 木 村 忠 三
山形県監査委員 武 田 一 夫
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
総合交通政策課	執行管理体制が適切でないものがある。	課内における事務の執行管理体制が不十分であったことを踏まえ、「事務執行チェックシート」による管理を徹底した。 また、担当職員以外に「業務管理者」や「業務総括者」が年間の事務手続と進捗状況を把握・確認するよう対応した。 併せて、業務引継ぎに関してもしっかりと対応するよう注意喚起を行った。

<p>農村整備課</p>	<p>執行管理体制が適切でないものがある。</p>	<p>委託業務における「業務管理者」と「業務総括者」には異なる職員を設定し、確実に3人が業務内容をチェックする体制を構築した。</p> <p>また、「事務処理チェックシート」を作成することとし、当該シートを複数の職員が所持し、組織的に業務の進捗を管理する体制を構築した。</p> <p>加えて、契約書や請求書等の契約・支出事務に係る文書の受理に当たっては、担当が受理する前に、所属長が確認する手順を加え、確実に受理を確認する体制を構築した。</p>
<p>医療政策課</p>	<p>支出事務が適切でないものがある。</p>	<p>今後事業を実施する場合、事務担当者は請求書の受領時期を確認することとした。</p> <p>また、「業務管理者」及び「業務総括者」が事務担当者に対して事務進捗状況を確認の上、支出時期も確認することとした。</p>
<p>義務教育課</p>	<p>補助金等の交付事務が適切でないものがある。</p>	<p>補助金事務執行チェックシートを業務総括者に提出することを徹底した。</p> <p>また、補助金事務処理進捗状況管理の様式を作成し、処理の都度補助金担当者が入力し、進捗状況を業務総括者や経理担当など複数職員がチェックすることとした。</p> <p>併せて、毎月の課内会議で、進捗状況管理の様式に入力をするよう周知を行うこととした。</p>
<p>障がい福祉課</p>	<p>契約の締結又は履行が適切でないものがある。</p>	<p>新規事業・新規受注者など、過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたる実績がない相手方との契約を締結する場合は、契約締結前に必ず会計担当課に確認を行うこととした。</p> <p>加えて、条例・規則改正、補助金事務などに添付する「事務執行チェックシート」を新規受託者との契約締結の際も添付し、事業担当や庶務担当の双方による確認体制を強化するなど、適切な契約事務の徹底を図ることとした。</p>
<p>総務厚生課</p>	<p>契約の締結又は履行が適切でないものがある。</p>	<p>契約事務の執行に当たっては、それぞれの契約内容に対応した関係法令等を丁寧に確認し、その理解を深めるとともに、複数職員による確認を強化し、内部チェックが有効に機能するように改善を図った。</p>

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年12月18日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ICU 生体情報モニタリングシステム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年10月12日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社シバタイムテック山形支店 山形市桜田東二丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 38,720,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21号の14第1項第5号該当